

社団法人 富山県測量設計業協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人富山県測量設計業協会（以下「本会」という。）という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を富山市大泉本町 1 丁目 12 番地 8 号に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、測量設計に関する無料相談、研修会等の開催及び県内公共事業に関する測量設計の調査研究を行うことにより県民生活の向上と測量設計業の健全な発達を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県民無料相談所の開設
- (2) 県民の測量、調査、設計、技術等のための研修及び講習会の開催
- (3) 災害復旧における技術援助計画の立案及び実施
- (4) 公共事業に関する測量設計業の技術及び経營業務の調査研究
- (5) 関係機関及び各種団体との連絡及び提携
- (6) 測量及び設計業の社会的使命に関する宣伝及び啓蒙
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別等)

第 5 条 本会の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 測量法又は建設コンサルタント登録規程により登録を受けた業者で県内に本店又は支店を置く法人又は個人
- (2) 特別会員 本会に対し特に功労のあった者又は学識経験者の中から理事会の議決を経て会長が委嘱した者

(入 会)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経なければならない。

2. 理事会の承認により、正会員の資格を得た者は、直ちに総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する時は、その資格を失う。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 業者登録を取り消されたとき。
- (4) 死亡、又は解散したとき。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総会員の3分の2以上の議決によってこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の決議に違反したとき。
- (3) 6ヶ月以上会費を滞納したとき。

2. 前項の場合において、本会は、総会日の10日前までにその会員にその旨を通知し、かつ、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(権利の喪失)

第11条 第8条の規定により、会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費その他本会の資産に対して、何らの請求をすることができない。

第 3 章 役 員 等

(役 員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理 事 5名以上10名以内
(会長、副会長及び専務理事を含む。)
- (5) 監 事 2名

(役員の選任等)

第13条 理事(専務理事を除く。)及び監事は、正会員の中から、総会において選任する。

- 2. 会長は、理事の互選とし、総会の承認を得るものとする。
- 3. 副会長は、理事の中から会長が指名し、理事会の同意を得て総会に報告する。
- 4. 専務理事は、会員外から会長の推薦により、総会の承認を経て会長が委嘱する。
- 5. 第1項の規定にかかわらず、監事1名は会員外から会長の推薦により、総会の承認を経て会長が委嘱する。
- 6. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順位に従い、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、その職務を行う。
- 3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、会長の職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときは、会長の職務を行う。
- 4. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、就任し、又は任期が満了した場合によっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 常勤の役員には、報酬を与えることができる。

2. 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(顧問)

第18条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、現職の国会議員および県議会議員の中から会長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第 4 章 会 議

(種別)

第19条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 総会の議長は、出席会員のうちから選出する。

3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 総会は、第5条の会員をもって構成する。

3. 通常総会は、会長が毎事業年度終了後2か月以内に招集する。

4. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。

5. 会長は、会員の3分の1以上の者から又は監事から会議の目的事項を示して、臨時総会の招集請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に招集しなければならない。

(総会の招集方法)

第21条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により開催日の10日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の定足数等)

第23条 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2. 総会は、会員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。
3. 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わることはできない。

(書面議決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された書面をもって表決し、又は他の出席会員を代理人として表決権の行使を委任することができる。この場合において、書面表決者又は委任者は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名し出席会員2名以上が、これに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数(書面表決者及び委任者を含む。)
- (3) 議決事項

3. 前項の議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

第26条 理事会は、会長が必要と認めたとき招集する。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決に付した事項の執行
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(規定の準用)

第28条 第23条から第25条までの規定は、理事会に準用する。

第 5 章 委員会

(委員会)

第29条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て委員会を置くことができる。

2. 委員会に関する必要事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 6 章 事 務 局

(事 務 局)

第30条 本会に、事務局を置く。

2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事 業 年 度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(資 産 の 構 成)

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会 費

(3) 入 会 金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生ずる収入

(7) その他の収入

(資 産 の 管 理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経 費 の 支 弁 等)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(事 業 計 画 及 び 収 支 予 算)

第35条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その年度の開始前に総会の承認を得なければならない。

(会 計 書 類 等)

第36条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の20日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に関する決算書類

(3) 財産目録

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し監査報告書を作成して、総会に報告しなければならない。

3. 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を経た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(特別会計)

第37条 本会は、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において会員の3分の2以上の議決を経て、富山県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第39条 本会は民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づき解散する場合は、総会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ富山県知事の承認を得てこの協会の類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第40条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

付 則

1. この定款は、設立許可の日から施行する。

2. 本会の設立当初の通常総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。

3. 本会設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日に始まり、昭和52年3月31日に終るものとする。
4. 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとする。
5. 本会創立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後、最初の通常総会までとする。
6. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

昭和51年 6月 1日	設立・認可
昭和55年 8月27日	一部改正
昭和56年 3月28日	一部改正
平成11年 5月19日	一部改正
平成20年 4月 3日	一部改正